平成２５年（フ）第１００号
福岡県久留米市三潴町田川1604番地９
債務者　中村　康彦
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１０３号
福岡県久留米市国分町737番地
債務者　鹿児島政晴
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１７号
福岡県八女郡広川町大字新代571番地１
ニューシティ広川Ｃ棟201号
債務者　坂元　健悟
1　決定年月日時　平成25年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２５年（フ）第６号
長崎県五島市武家屋敷１丁目５番22号、住民票上の前住所長崎県五島市武家屋敷１丁目３番17号
債務者　濱口　清文
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２５年（フ）第７号
長崎県五島市武家屋敷１丁目５番22号、住民票上の前住所長崎県五島市武家屋敷１丁目３番17号
債務者　濱口かおり
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２５年（フ）第３１号
石川県能美市出口町へ35番地８
債務者　齊藤　広美
1　決定年月日時　平成25年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第２７号
福井県坂井市春江町石塚第29号25番地６
債務者　山田　　源
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４５号
福井市松本４丁目２番26号
債務者　荒瀬佳小里
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８６号
福井市豊岡１丁目６番２号
債務者　吉江　裕子
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８８号
福井県坂井市三国町加戸第72号６番地６
債務者　加藤　啓子
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９０号
福井市二の宮４丁目22番29号
債務者　ディープラザ名西店こと　小澤　典臣
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１４９６号
札幌市豊平区旭町７丁目５番10号　レジデンス旭205号
破産者　海老名葉子
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６９７号
札幌市白石区本通１丁目南４番13―103号、開始決定時の住所札幌市厚別区厚別北１条４丁目１番４―201号
破産者　箱田　　弘
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２９８号
札幌市東区北34条東10丁目２番13―402号
破産者　中田　幸俊
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３５７号
札幌市西区山の手433番地１、住民票上の住所北海道夕張郡長沼町栄町１丁目６番16号
破産者　松尾　時長
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１号
青森県平川市高木原富128番地８、開始決定時の住所青森県平川市南田中北原64番地４
破産者　天内　政子
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第４７４号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地４―２―504
破産者　宮本　尚子（旧姓猪野・刀川）
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係